

日銀業第180号にかかるオンライン取引先から受けた照会への回答について

NO	分類	ご質問内容	回答	掲載月
1	電文の入力・設定内容	<u>コンピュータ接続等を利用して事務を行う場合の引落入金依頼電文の入力・設定内容について</u> ●日銀業第180号の1. (2)①では、以下の項目について入力を行わないよう記載されているが、当該入力を行った場合には、日銀ネットにおいてエラーとなるか。 ・GroupHeaderの「SettlementAccount」、「InstructingReimbursementAgent」、「InstructedReimbursementAgent」および「ThirdReimbursementAgent」の項目群 ・「PaymentTypeInformation」の「InstructionPriority」および「ClearingChannel」 ・「SettlementPriority」、「SettlementTimeIndication」の項目群および「SettlementTimeRequest」の項目群	●日銀ネットにおいてエラーとはならないが、必要に応じ、送信元のオンライン取引先に照会させていただくこととなる。該当の項目については、海外預り金に関する事務における利用は想定していないため、入力を行わないでいただきたい。	2024年5月
2	電文の入力・設定内容	<u>オンライン取引先が日本銀行から受信する電文における外国中央銀行等のBICコードや海外預り金勘定コードの設定箇所について</u> ●オンライン取引先が日本銀行から受信する「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00100)および「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00300)において、入金依頼を行った外国中央銀行等に関する情報(BICコードおよび海外預り金勘定コード)はどのように設定されるか。	●日銀ネットのISO20022電文のバージョン8への改訂以降、オンライン取引先が日本銀行から受信する「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00100)および「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」(2330-00300)において、入金依頼を行った外国中央銀行等に関する情報(BICコードおよび海外預り金勘定コード)は、以下のとおり設定される。 【CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS) (2330-00100)】 ・DebtorAgentまたはPrevious Instructing Agent 1～3のいずれかおよびこれらに対応するAccount 【BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS) (2330-00300)】 ・Debtor、DebtorAgentまたはPrevious Instructing Agent 1～3のいずれかおよびこれらに対応するAccount ※上記のうちCreditorに最も近い箇所に設定されるため、電文毎に設定される箇所が変動する。 (例) 電文中にDebtor、DebtorAgentおよびPrevious Instructing Agent 1が設定されている場合、Previous Instructing Agent 1に外国中央銀行等のBICコード、Previous Instructing Agent 1 Account に海外預り金勘定コードがそれぞれ設定される。	2024年5月

NO	分類	ご質問内容	回答	掲載月
3	電文の入力・ 設定内容	<u>オンライン取引先が日本銀行に送信する電文における決済関係者の設定方法について</u> ●現在、MX電文に基づき、オンライン取引先が日本銀行に送信する電文「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」および「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」に決済関係者の情報を設定する場合には、「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」の「参考」入力例の3. および4. を参照しているが、日銀ネットのISO20022電文のバージョン8への改訂以降も、当該設定にかかる考え方は変わらないか。	●日銀ネットのISO20022電文のバージョン8への改訂以降も、「海外預り金勘定にかかる引落入金等に関する事務取扱細則」の「参考」入力例の3. および4. に記載している外国中央銀行等や金融機関等の設定にかかる基本的な考え方に変更はない。 なお、当該入力例に記載している項目群のうち、「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT」は廃止となるため、「PREVIOUS INSTRUCTING AGENT1～3」に変更となる点、ご留意いただきたい。 ―― 今後、必要に応じ、本資料を改訂したものを、規程改正のタイミングでお示しする予定。	2024年5月
4	電文の入力・ 設定内容	<u>オンライン取引先が日本銀行に送信する電文における入金先の外国中央銀行等に関する情報および口座情報の設定方法について</u> ●オンライン取引先が日本銀行に送信する電文「CUSTOMER TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」および「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」に関して、日銀業第506号（2021年9月30日付）の別紙2の2.（2）ハ、（イ）に記載のある「入金先の外国中央銀行等に関する情報および口座情報の入力」にかかる取扱	●日銀ネットのISO20022電文のバージョン8への改訂以降も、当該通知に記載のとおり、入金が行われる海外預り金勘定の名義人である外国中央銀行等のBICコードおよび海外預り金勘定コードの設定が必要な取扱いに変更はない。なお、当該取扱いに関しては、日銀業第214号（2022年5月31日付）の別紙4の4.にも補足情報を記載しているため、併せてご確認ください。	2024年5月
5	電文の入力・ 設定内容	<u>Swiftによりpacs.004を別送する場合の取扱いについて</u> ●Swiftによりpacs.004を別送する場合の日銀ネット電文（「BANK TRANSFER (DEPOSITS OF OVERSEAS INSTITUTIONS)」）の入力項目のうち、「INSTRUCTION FOR NEXT AGENT」の「INFORMATION」に記載する「pacs.004を別送する」旨の文言については、外為円決済制度関係事務と同じ取扱いになるか。	●左記については、外為円決済制度関係事務の記載に合わせるかたちで「日本銀行が外国中央銀行等のために受入を行う預り金に関する事務における日銀ネット電文の入力・設定内容等について」（2024年3月29日付日銀業第180号）の内容から一部変更しているため、ご承知おきいただきたい。 <変更前> （入力例）PLEASE REFER TO OUR PACS.004 REF.XXXXXXXXXXXXXX^(※) （※）別途送信するpacs.004の「ReturnIdentification」 <変更後> （入力例）PACS.004/ PLEASE REFER PACS.004 REF.XXXXXXXXXXXXXX^(※) （※）別途送信するpacs.004の「ReturnIdentification」	2025年6月

以 上